

受給資格期間の短縮について

○ 社会保障・税一体改革素案(平成24年1月6日)

(2) 最低保障機能の強化

iii 受給資格期間の短縮

- 無年金となっている者に対して、納付した保険料に応じた年金を受給できるようにし、また、将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、受給資格期間を、現在の25年から10年に短縮する。
- ☆ 最低保障機能の強化と併せて実施する。
- ☆ 具体的内容について検討する。税制抜本改革とともに、平成24年通常国会への法案提出に向けて検討する。

○ 年金部会の議論の整理(平成23年12月16日)

- 本部会の審議においては、無年金者対策の観点から、また、納付した保険料を極力給付に結びつけるという観点から、受給資格期間の短縮を行う方向については一定の賛同を得た。また、受給資格期間の短縮を行う場合には、諸外国の例等を踏まえ、また、60歳から最大10年の任意加入が可能であることなどを踏まえると、10年程度が妥当であるとの意見が多かった。
- また、受給資格期間を短縮する場合にも、国民年金保険料は40年間納付しなければならないことが大原則であり、10年間納付すればよいという誤解が生じることがないように、周知徹底・広報及び年金教育を進めることが極めて重要であるとの意見が多かった。また、併せて国民年金保険料の納付率を上げるための施策を講じていくことが必要との意見が多かった。

受給資格期間の短縮について

<改正内容>

○納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという視点から、老齢基礎年金の受給資格期間を10年に短縮する。

(対象となる年金)

老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金

寡婦年金

上記に準じる旧法老齢年金

○現在、無年金である高齢者に対しても、改正後の受給資格期間を満たす場合には、経過措置として、施行日以降、納付済期間等に応じた年金支給を行う。

○障害年金・遺族年金は、短期間の加入でも一定の給付がなされるよう、納付済期間等の長さではなく、未納期間が1/3以上でないこと等を要件としているものであり、短期要件と長期要件からなる受給資格要件について特段の変更は行わない。

○その他、所要の規定の整備を行う。

(参考)65歳以上の無年金者(約42万人)の納付済み期間の分布

納付済期間	10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	計
割合	59%	19%	15%	6%	100%

※端数処理のため合計が一致しない。

(平成19年(旧)社会保険庁調べ)

補足

- 遺族年金は、
 - ①短期要件（被保険者期間の2／3以上の納付があること）
 - ②長期要件（25年の受給資格期間を満たすこと）の2つの要件のいずれかを満たすことを基本としており、現在は概ね両者のバランスが図られている。
仮に、今回、老齢年金の要件に併せて、長期要件を10年に短縮する場合には、この両者のバランスが崩れることとなり、基本的に適当ではない。

※なお、短期要件を満たして発生する遺族厚生年金には、300月（＝25年）の下支え措置が設けられており、25年を変更する場合には、このバランスも問題となる。

- 従来、受給資格期間が25年であることを前提として設けられていた下記の制度については、適切な整理を行う。

（例）

- ・外国人脱退一時金制度の支給要件（25年→10年）
- ・任意脱退制度（→廃止）

等

25年の受給資格期間を前提として設けられていた制度の例

<外国人脱退一時金制度>

- 日本に短期滞在する外国人の年金の保険料納付が老齢給付に結びつきにくいという問題に対応するため、経過的な措置として、老齢年金の受給資格期間を満たしていない日本国籍を有しない者は、帰国後2年以内に一時金の支給を請求することができる。

<任意脱退制度>

- 国民年金制度は強制加入であるが、国民年金の第1号被保険者資格を取得した際に、その後60歳まで加入したとしても老齢年金の受給資格期間である25年を満たさない者に限り、国民年金からの脱退を申請することができる。(基本的に、合算対象期間を有する者は対象とならない。また、未納・未加入期間が長かったからといって脱退できるわけではない。)

《参考：諸外国における年金の受給資格期間等について》

○ 日本の年金制度は、無業者も含めて強制適用対象としつつ、所得のない者は保険料免除を受けることを可能としているため、諸外国と比べて受給資格期間が長い。

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
受給資格期間	25年	40加入四半期 (10年相当) (*)	なし (**)	5年	なし	なし (***)
強制適用対象者	無業者も含む 国民皆年金	被用者及び年収 400ドル(約32,400 円)以上の自営業 者	男性は16歳から65歳 まで、女性は16歳か ら60歳までで一定所 得以上の被用者(週 110ポンド(約14,410 円)以上)及び自営 業者(年5,075ポンド (約664,825円)以 上)	民間被用者及び一 部の職業に従事す る自営業者(弁護 士、医師等)	被用者 及び 自営業者	一定所得以上の 被用者及び自営 業者(年17,935 クローネ(約 233,155円)以 上)
無業者の 取扱い	強制適用対象	対象外	対象外 (任意加入は可)	対象外 (任意加入は可)	対象外 (任意加入は可)	対象外

※ 換算レートは2010年8月中に適用される基準外国為替相場及び裁定外国為替相場(1ドル=81円 / 1ポンド=131円 / 1クローネ=13円)による。

(*) 1,120ドル(2010年)の収入につき1加入四半期が付与される(最高で年間4加入四半期まで)。

(**) 2007年の法改正により受給資格期間は撤廃。ただし、1945年4月6日より前に生まれた男性及び1950年4月6日より前に生まれた女性は、旧法が引き続き適用され、年金給付にはそれぞれ11年又は9,75年の被保険者期間が必要。

(***) 保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要。
(資料出所) ・ Social Security Programs Throughout the World : Europe, 2008 / The Americas, 2009

・ The Mutual Information System on Social Protection

・ 財団法人年金シニアプラン総合研究機構「年金と経済」(2010年1月)ほか

(参考) 寡婦年金について

概要

○ 支給要件

- ・ 死亡した夫の第1号被保険者期間(任意加入被保険者期間を含む。)としての保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算したものが25年以上であること。
- ・ 夫に生計を維持されており、婚姻関係(事実婚を含む。)が10年以上継続していること。
- ・ 夫が障害基礎年金を受ける権利を持っていたり、老齢基礎年金の支給を受けていたことがある場合には支給されない。
- ・ 妻自身が老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けるときは支給されない。

○ 支給額

- ・ 夫が受けることができた老齢基礎年金額の4分の3に相当する額
- ・ 妻が60歳から65歳までの間に支給される。

(参考)障害年金制度の概要

障害基礎年金

1. 支給要件

国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある傷病によって、初診日から1年6ヵ月経った日あるいは1年6ヵ月経たない間に治った日（ともに障害認定日という）に、1級または2級の障害の状態にある場合に支給される。

(注) 保険料納付要件

国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間が、

- ① 初診日の属する月の前々月までの保険料を納付しなければならない期間の3分の2以上あること、あるいは、
- ② 初診日が平成28年4月1日前の場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間の保険料を納付しなければならない期間のうちに、保険料の滞納がないこと。

2. 20歳前に初診日がある場合

20歳前に初診日がある場合には、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後のときは障害認定日）に、1級または2級の障害の状態にあれば、障害基礎年金が支給される。

(注) 20歳前傷病を負った人の障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから所得制限が設けられており、扶養親族等がない場合、所得が360.4万円を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、462.1万円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられている。

3. 年金額（平成23年度）

〈1級障害の場合〉 月額82,175円(年額986,100円) + 子の加算額
..... (老齢基礎年金の満額の1.25倍)

〈2級障害の場合〉 月額65,741円(年額788,900円) + 子の加算額
..... (老齢基礎年金の満額と同額)

子の加算額: 第1子・第2子・・・月額 各18,916円(年額227,000円)
第3子以降・・・月額 各6,300円(年額75,600円)

障害厚生年金

1. 支給要件

障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている者が、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日(障害基礎年金と同じ)に、1級～3級の障害の状態にある場合に支給される。

(1級または2級の障害の状態にある場合は、障害基礎年金と障害厚生年金が支給される。)

(注) 障害手当金

厚生年金の被保険者期間中に初診日のある病気・怪我が初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残った場合に、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間を満たしている者に対して、一時金として支給される。

2. 年金額

〈1級障害の場合〉 (報酬比例の年金額×1.25) + 配偶者加給年金額

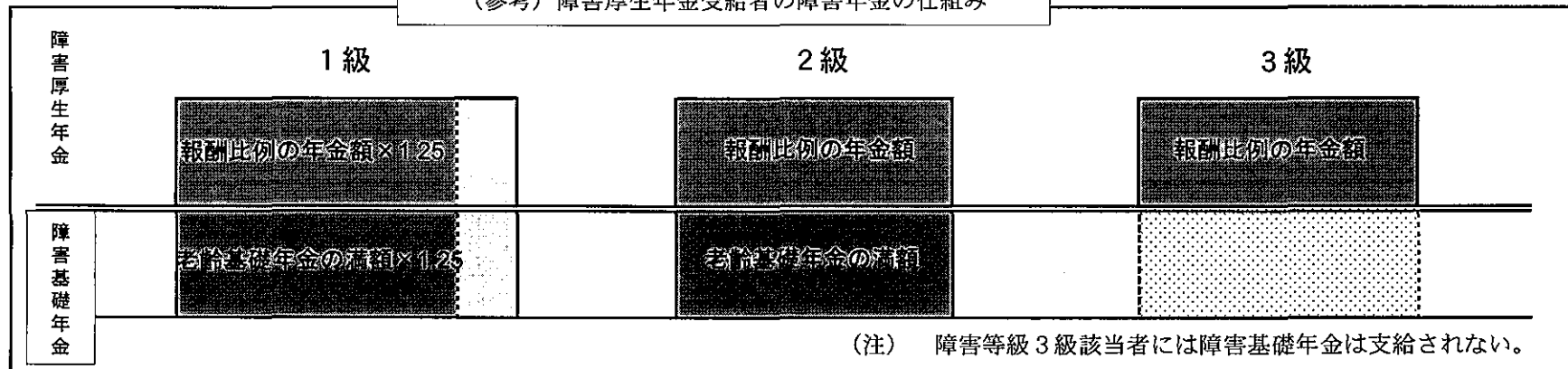
〈2級障害の場合〉 (報酬比例の年金額) + 配偶者加給年金額

〈3級障害の場合〉 (報酬比例の年金額) (ただし、障害基礎年金の3/4の額を最低保障とする)

※ 報酬比例の年金額は老齢厚生年金の計算による。

ただし、被保険者期間が300月未満である際は300月とみなして計算する。

(参考) 障害厚生年金受給者の障害年金の仕組み



(参考)遺族年金制度の概要

遺族基礎年金

1. 支給要件

遺族基礎年金は、次の①から④のいずれかに該当する者が死亡した場合に支給される。

- ① 国民年金の被保険者
- ② 国民年金の被保険者であった者で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である者

(注) ①、②については、保険料の滞納期間が3分の1未満を条件とする。
なお、平成28年3月31日までの間の経過措置として、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がない場合は上記要件に限らず支給される。

- ③ 老齢基礎年金の受給権者
 - ④ 老齢基礎年金の受給資格要件を満たした者
- } いわゆる長期要件（25年の受給資格期間を満たすこと）

2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ① 子のある妻
- ② 子(生計を同じくする父母がある間は支給停止)

(注1) 子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。

(注2) 「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族という。

3. 年金額(平成23年度)

788,900円+子の加算額

子の加算額：第1子・第2子・・・各227,000円 第3子以降・・・各75,600円

遺族厚生年金

1. 支給要件

遺族厚生年金は、次のいずれかに該当する場合に支給される。

- ① 厚生年金保険に加入中に死亡したとき
- ② 厚生年金保険に加入中に初診日のある病気・けがで5年以内に死亡したとき
(注) ①、②に該当する者について、亡くなった月の前々月までに被保険者期間がある場合は、遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要。
- ③ 1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき
- ④ 老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間を満たしている者が死亡したとき

2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ① 子のある妻、または子（つまり、遺族基礎年金を受給できる遺族）
- ② 子のない妻 ③ 孫 ④ 死亡当時55歳以上の夫、父母、祖父母（支給開始は60歳から）

したがって、子のある妻または子には遺族基礎年金と遺族厚生年金の2つの年金が支給される。子のない妻、孫、夫、父母および祖父母には遺族厚生年金のみが支給される。

3. 現行の選択方法

高齢の遺族配偶者（自らの老齢年金受給権が発生した者）は、自らの老齢基礎年金を受給するとともに、報酬比例年金については、自らの老齢厚生年金と遺族厚生年金の二つの受給権を持つことになる。

現行制度においては、以下の方法で併給調整され年金額が決められる。

- ① 自らの老齢厚生年金は全額支給される。
- ② 次のAとBのうち、いずれか高い方の額が自らの老齢厚生年金よりも高額の場合、①とともに、その差額が遺族厚生年金として支給される。
 - A. 遺族厚生年金（配偶者の老齢厚生年金の3/4）
 - B. 遺族厚生年金の2/3（配偶者の老齢厚生年金の1/2）と自らの老齢厚生年金の1/2